

## 京都大学における懲戒処分の公表基準

### 1 目的

京都大学における懲戒処分事案を公表することにより、大学運営の透明性を確保するとともに、教職員の服務並びに学生の本分に関する自覚を促し、不祥事の再発防止に資することを目的とする。

### 2 公表の対象とする懲戒処分事案

- (1) 京都大学に在職する教職員及び京都大学に在学する学生に対し懲戒処分を行った事案は、公表するものとする。ただし、教職員に対し職務に関連しない行為を事由として行った減給又は戒告及び学生に対する譴責の懲戒処分については、この限りでない。
- (2) 教職員が退職し、又は解雇された後において、その在職中の行為について、国立大学法人京都大学教職員就業規則第48条の3の規定（これを準用する場合を含む。）により責任の認定を行ったものについては、当該相当する量定に応じて(1)と同様に扱うものとする。

### 3 公表する内容

事案の概要、処分量定、処分年月日及び被処分者の属性に関する情報（教職員にあっては所属、職名等、学生にあっては所属、年次等）を、個人が識別されない内容のものとすることを基本として、公表するものとする。

ただし、個別の事案に関し、当該事案の社会的影響、被処分者の職責等を勘案して、別途の取扱いをすることがある。

### 4 公表の例外

被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合その他2及び3により公表することが適当でないと認められる場合は、2及び3にかかわらず、公表内容の一部又は全部を公表しない。

### 5 公表の時期及び方法等

- (1) 公表の時期は、懲戒処分後、速やかに行う。
- (2) 公表の方法は、原則として、京都大学記者クラブへの資料配付及び学内公示（京都大学ホームページ等への掲載）により行う。  
また、当該事案の社会的影響、被処分者の職責等を勘案して重大な事案と認めるときは、広報担当理事その他の関係役職者による記者会見を行うものとする。
- (3) 学内公示の期間は、原則として1か月とする。

### 6 その他

2(1)ただし書きに該当する場合であっても、教職員の服務若しくは学生の本分に関する自覚を促し、又は不祥事の再発防止の観点から必要と認める場合は、3から5までに準

じて取り扱うことがある。

附 則

この基準は、平成22年12月7日から実施する。